

千葉県版災害廃棄物初動対応マニュアル

千葉県環境生活部循環型社会推進課

令和5年1月

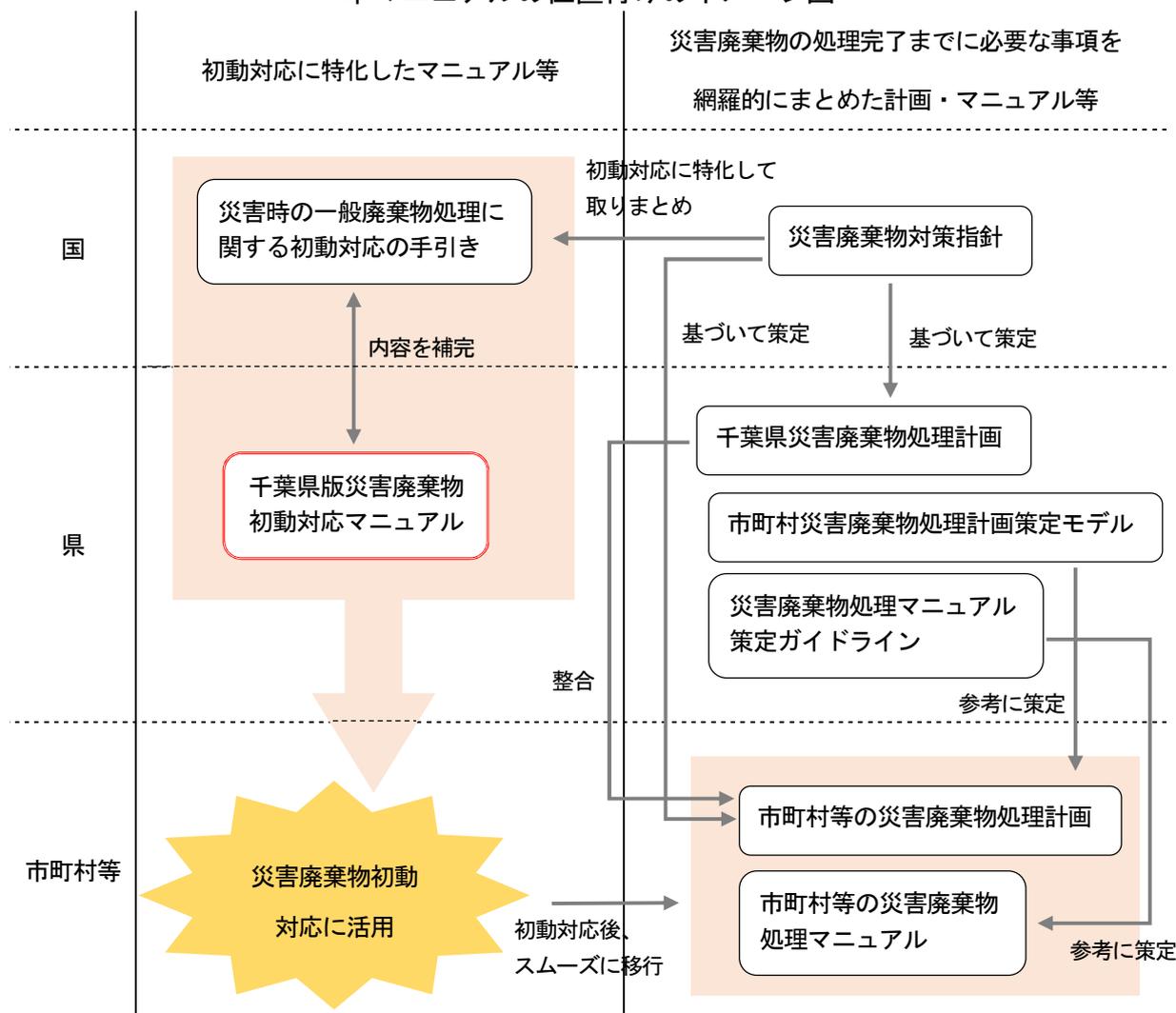
1 位置付け

市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」とする。）が策定する災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であるため、災害発生による混乱により事務に支障が生じやすい初動期に特化し、初動対応時の手順をまとめた手引きが必要です。

本マニュアルは、国の「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（以下、「国の手引き」とする。）を基に、令和元年房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の際の市町村等の対応結果や課題、本県の地域特性等を補完するかたちで作成したものです。本マニュアルは、災害廃棄物対応の事務の流れについて示したフローチャートを軸に作成しているため、直感的に、どの時点で何の対応をすべきかを把握することができます。

災害発生時には、市町村等の災害廃棄物処理計画や国の手引き、市町村等が既に策定している処理マニュアル等と併せて活用することを想定しています。

本マニュアルの位置付けのイメージ図



この他にも、以下のマニュアル等が災害廃棄物対応の参考となります。

○災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省）

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

○市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（東北・関東地方環境事務所）

https://kanto.env.go.jp/post_9.html

市町村の担当者向けに、災害に備えて知っておくべき基本的な内容や、災害時に必要となる行動と対処方法について示した入門書。

○災害関係業務事務処理マニュアル（環境省）

http://kouikishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等を紹介したもの。

○被災自動車の処理に係る手引書・事例集（（公財）自動車リサイクル促進センター）
（非公表のためアドレスなし）

災害廃棄物対策指針に基づく被災自動車の適正かつ円滑なりサイクルを促進するため、（公財）自動車リサイクル促進センターが市区町村担当者向けに作成したもの。

2 対象

○本マニュアルは、災害廃棄物対応に従事する市町村等の職員を対象としています。

○本マニュアルは、発災当日（台風等、被災することがあらかじめ想定される場合は発災前日（被害が想定された時点））から発災後1週間の「初動期」までを対象としています。

3 構成

○フローチャート

国の手引きに示される分類（P12）のうち、「安全及び組織体制の確保」「被害情報の収集・処理方針の判断」「生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保」「災害廃棄物の処理体制の確保」の4つの分類について、令和4年8月に市町村等に対して実施したアンケート結果や本県の地域特性等により補完し、フローチャート形式で取りまとめました。発災時にチャートに沿って対応することで、どの時点で何の対応をすべきかを直感的に把握できます。

○発災時の初動対応に係るチェックリスト

フローチャートに示す事務の具体的内容について、国の手引きを参考に、チェックリスト形式で取りまとめました。災害対応時には、対応が終了した事務をチェックすることで、漏れなく災害廃棄物対応を行うことができます。

4 使い方

【使うための準備】

- (1) 「発災時の初動対応に係るチェックリスト」について、対応不要事項の削除や市町村等に特有の事務等を追記するなど、必要に応じてカスタマイズを行ってください。
- (2) フローチャートとチェックリストは、内容を平時から確認し、発災時にスムーズに対応できるようにしておいてください。また、いつ災害が発生しても対応できるよう、あらかじめチェックリストとフローチャートを印刷しておいてください。

【発災時の使い方】

- (1) 印刷した「フローチャート」を壁面等に貼付（適宜、拡大して印刷することを推奨します。）します。チャートに沿って対応することで、どの時点で何の対応をすべきかを直感的に把握できます。
- (2) フローチャートを構成する事務について、対応する番号の「発災時の初動対応に係るチェックリスト」で詳細を確認し、対応します。対応が完了した内容について、リストをチェックします。
- (3) ほとんどの項目は国の手引きに対応していますので、内容を詳細に確認したい場合は、国の手引きも参照してください。

5 平時からの備えについて

災害廃棄物対応は、発災時の初動対応だけでなく、仮置場候補地の選定や関係者との意見交換等、平時からの備えが大変重要となります。本マニュアルの策定に係る検討会議や被災自治体へのヒアリング結果を基に、本マニュアルを最大限活用するために平時から行うべき事務について、以下のとおり取りまとめました。

	☑ 実施項目	具体的な実施内容
(1)	☐ 仮置場候補地の検討	仮置場候補地の場所を検討し、リストアップする。発災時は自衛隊野営地等の他用途での検討も含め、全庁で調整が必要となるため、あくまでも「候補地」として考えておき、発災時には関係部局等と調整する。 <ul style="list-style-type: none">・ 候補地の名称・所在地・ 候補地の広さ・ 候補地の管理者・ その他諸条件（搬入路の状況（出入口幅等）、周辺環境、幹線道路からのアクセス、利用条件等） ※必要に応じて、仮置場の管理運営に係る実地訓練等を実施する。

		<p>※自衛隊野営地やドクターヘリ拠点等は期間限定の利用となることが多く、当該目的での利用期間外で仮置場として活用することも可能。</p>
(2)	<input type="checkbox"/> 生活ごみや片付けごみの出し方についての住民への広報	<p>平時から、発災時の生活ごみや片付けごみの出し方、分別の仕方等について住民に広報し意識してもらう。用いる広報手段の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配布（回覧板やポスティング等） ・チラシ掲出（役場や自治会の掲示板等） ・SNS（ツイッターやInstagram、LINE等） ・ホームページへの情報掲載 ・市民だより・地域新聞等への掲載 <p>※腐敗性のごみ（被災した冷蔵庫の中身等）の出し方についても周知する。</p> <p>※住民がすぐに仮置場に片付けごみを持って行けない場合があるため、家の敷地内に一旦ごみを仮置きすることや、自治会と申し合わせた臨時の仮置場（公園等）へのごみの出し方等についても周知する。</p>
(3)	<input type="checkbox"/> 庁内の関係部局と、定期的な情報共有・意見交換等を実施する	<p>発災時の役割分担や仮置場候補地の使用条件等について、定期的に意見交換を実施し、部局間の風通しを良くしておく。情報交換相手とその内容の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災部局（災害対策本部との連携、仮置場候補地の整備） ・土木部局（土砂の撤去） ・建築部局（被災建物解体に係る設計） ・道路部局（道路啓開） ・農林部局（ハウス等の農業廃棄物の処理） ・保健部局（ボランティア団体との調整） ・総務部局（応援人員の調整、災害廃棄物対応の重要性の認識合わせ） ・し尿処理に係る関係部局（仮設トイレを設置する部局、処理する部局、下水道部局等）間での処理スキームの整理や連携体制の構築を実施
(4)	<input type="checkbox"/> 災害時連絡体制の構築	<p>関係団体の連絡先についてはあらかじめリストアップしておき、発災時に即座に連絡が取れるようにしておく。想定される関係団体や体制は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間中及び勤務時間外（土日・祝日等含む）の、

		<p>職員の緊急連絡体制の整備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設や委託業者、災害時応援協定を締結した相手方等との連絡体制を構築する ・ 組合や構成市町村との連絡体制を整備する ・ 県や関東事務所、周辺の市町村等の連絡先をあらかじめ把握しておく ・ 電源消失時の連絡体制について確認する
(5)	<input type="checkbox"/> 関係者と、普段から意見交換・情報共有を行う	<p>関係者と発災した時にどうするかについて平時から話をしておくことで、いざ発災したときに役に立つことがあるため、かしこまった場でなくてもよいので、意識の共有や意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自組織内でのブレインストーミング ・ 県・周辺市町村等との意見交換 ・ 委託業者 ・ 組合や構成市町村 ・ 地区の消防団、自治会 ・ 社会福祉協議会や、ボランティアの活用に関する各種関係団体（日本財団など） ・ 災害時応援協定の締結相手（具体的な対応方法の確認を実施） ・ 地元の産業廃棄物処理業者、解体業者など
(6)	<input type="checkbox"/> 受援体制の検討	<p>災害廃棄物対応に従事する職員が不足することは必ずなので、防災部局が策定している受援計画を確認し、受援体制を整備しておく。災害廃棄物対応において想定される内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援要請には何があるか、どこに要請するのかをあらかじめ把握しておく ・ 被災市町村等の職員でなければ対応できない事務、応援職員でも対応可能な事務を頭出し・整理しておく ・ 県に対し応援要請する際「どのような人にどんな業務をしてもらうか」が必要となるため、あらかじめ整理しておく ・ 上記を踏まえて、必要人数を把握しておく ・ 総務部局と事前調整しておく（災害廃棄物対応は、発災当初から処理完了まで対応が長期に渡ることを認識してもらった上で、応援人員の調整を行う）

(7)	<input type="checkbox"/> 人材育成	災害発生時に対応ができるよう、平時から知見の収集やノウハウの蓄積等を実施する。 <ul style="list-style-type: none">・国や県が開催する災害廃棄物対応に係る研修会や講習会、ワークショップ等への参加・災害廃棄物対応経験者やOB・OG等への協力要請
-----	-------------------------------	--

【発災時の初動対応に係るチェックリスト】

① 安全及び組織体制の確保（国の手引き P14）			
	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
①-1	連絡体制の確認	発災当日 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 自組織内の連絡体制を確認する <input type="checkbox"/> 処理施設との連絡体制を確認する <input type="checkbox"/> 委託業者との連絡体制を確認する <input type="checkbox"/> 県との連絡体制を確認する →別添「関係者連絡先リスト」を参照のこと <input type="checkbox"/> 防災行政無線の使い方や主要な連絡先を確認する
①-2	電源の確保	発災当日 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物対応事務の遂行のため、事務所等の電源を確保する →一般送配電事業社（東京電力等）や民間のレンタル会社、電気保安協会等への要請が想定される。
①-3	身の安全の確保 （国の手引き P14①）	発災当日	<input type="checkbox"/> 各職員は、自らの身の安全を確保する
①-4	通信手段の確保 （国の手引き P14②）	発災当日	<input type="checkbox"/> 組織内・外部組織との通信手段を確保する →所属の電話や携帯電話、停電時は防災行政無線 <input type="checkbox"/> 組織内・外部組織との連絡体制を確立する
①-5	安否情報・参集状況の確認 （国の手引き P14③）	発災当日	<input type="checkbox"/> 各職員は、決められた手順に従い、本人及び家族の安否や、参集予定に関する情報を報告する <input type="checkbox"/> 災害の規模に応じて、各自治体であらかじめ定める参集場所に参集する <input type="checkbox"/> 委託業者における参集状況（業務継続可否）を確認する
①-6	災害時組織体制への移行 （国の手引き P14④）	発災当日	<input type="checkbox"/> 各自治体で定める災害時組織体制に移行する <input type="checkbox"/> 必要な要員の確保のため、庁内の他部局や他自治体、県、関東事務所等への支援の要請を検討する（→②-6, ②-7） <input type="checkbox"/> 防災部局、災害対策本部、県の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）との連携・情報共有を行う ※災害の規模に応じてプロジェクトチームや専門対策機関を設置する

② 被害情報の収集・処理方針の判断（国の手引き P15）

【被害状況の収集及び報告】

	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
②-1	被害状況の収集 （全般） （国の手引き P15①）	発災当日 から継続	<input type="checkbox"/> 被害状況を収集する <input type="checkbox"/> 建物の被害状況 <input type="checkbox"/> 浸水の状況 <input type="checkbox"/> 道路交通状況・道路被害状況 <input type="checkbox"/> ライフライン（電気・ガス・水道）の被害状況 <input type="checkbox"/> 車両の燃料確保に係る状況 <input type="checkbox"/> 片付けごみに係る勝手仮置場の発生状況 ※必要に応じて現地確認を実施し記録をとる （→②-3） ※防災部局と情報共有しながら、最新の情報の確保に努める ※ドローン等の IoT 機器の活用も検討する
②-2	被害状況の収集 （処理施設・委託業者） （国の手引き P15①）	発災当日 から継続	<input type="checkbox"/> 被害状況を収集する <input type="checkbox"/> 収集運搬車両の被害状況 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の被害状況 <input type="checkbox"/> し尿処理施設の被害状況 <input type="checkbox"/> 関係一部事務組合、構成市町村の被災状況 <input type="checkbox"/> 災害時応援協定の締結相手の被災状況 ※必要に応じて現地確認を実施し記録をとる （→②-3） ※ドローン等の IoT 機器の活用も検討する
②-3	災害報告書（国庫補助金）の作成のための情報収集	発災当日 から継続	<input type="checkbox"/> 災害報告書の作成（国庫補助金の活用）に必要な情報の収集を行う（→④-14, ④-15） <input type="checkbox"/> 被害状況の写真撮影・映像記録 <input type="checkbox"/> 気象状況の記録 <input type="checkbox"/> 聞き取り事項等を適宜メモ起こしする ※国庫補助金の査定時の証拠書類となり得るため、発災当初から情報収集を意識しながら進める
②-4	災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 （国の手引き P15③）	発災翌日 から継続	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な情報収集を行う →最新の建物被害状況、浸水状況等を、常に防災部局から確保するよう努める <input type="checkbox"/> 災害廃棄物発生量の推計を行う

			<p>→発災初期は大まかに推計し、最新の情報を基に随時見直しながら精査する</p> <p>※国庫補助金の査定時の証拠書類となり得るため、発災当初から情報収集を意識しながら進める</p>
②-5	<p>廃棄物処理可否の判断 (国の手引き P15②)</p>	発災当日	<p><input type="checkbox"/> 収集した被害状況・道路状況・人員体制等を基に、翌日以降の廃棄物処理(生活ごみ、し尿、片付けごみ)の継続可否を判断する(→①-5, ②-1, ②-2)</p>
②-6	<p>支援要否の判断 (国の手引き P15④)</p>	発災当日から継続	<p><input type="checkbox"/> 収集した被害状況(→②-1, ②-2)や廃棄物処理可否の判断(→②-5)等を基に、県や民間団体への支援要否を判断する</p> <p><input type="checkbox"/> 各自治体が独自で締結する災害時応援協定による支援要請</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村相互応援協定の活用</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会、災害ボランティア支援団体ネットワーク等を通じたボランティアの活用</p> <p><input type="checkbox"/> 産資協への災害廃棄物処理に係る支援要請(県へ要請→産資協) →様式[3]</p> <p><input type="checkbox"/> 環境センターへのし尿収集運搬に係る支援要請(県へ要請→環境センター) →様式[5]</p> <p><input type="checkbox"/> 関東ブロック行動計画による支援要請(県へ要請→関東事務所)</p> <p><input type="checkbox"/> D.Waste-Net、人材バンクによる支援要請(県へ要請→関東事務所)</p>
②-7	<p>被災状況に応じた支援要請 (国の手引き P15⑤)</p>	発災当日から継続	<p><input type="checkbox"/> 収集した被害状況等を基に支援要請を行う(→②-6) →様式[3] [4] [5]</p>
②-8	<p>県への被害状況の報告 (国の手引き P15①)</p>	発災当日～	<p><input type="checkbox"/> 収集した被害状況等について県と共有する(→②-1, ②-2) →様式[1]</p> <p><input type="checkbox"/> 被害状況・施設稼働状況</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要な情報について報告</p>

③ 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保（国の手引き P18）

【情報収集・体制整備】

	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
③-1	電源の確保	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理の処理体制確保のため、処理施設の電源を確保する（電源車の要請等） →一般送配電事業社（東京電力等）や民間のレンタル会社、電気保安協会等への要請が想定される。 →長期の停電が予想される場合は、他自治体の処理施設への搬出を検討する。
③-2	避難所開設状況の把握	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 避難所ごみ、し尿の処理方針の策定のため、防災部局から避難所の開設状況について情報収集する
③-	住民・ボランティアへの周知（生活ごみ） （国の手引き P18②） （→⑤-4）	発災当日から継続 【台風等】 発災前日～	・HP、SNS 等により、生活ごみの出し方（収集日、収集場所、分別方法等）について周知する →「⑤広報」にチェックリストを掲載

【し尿】

	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
③-4	仮設トイレの設置 （国の手引き P18①-2）	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 停電・断水等が発生した場合、仮設トイレを設置する（設置を要請する） →仮設トイレの設置ができない場合、マンホールトイレや携帯トイレの活用も併せて検討する
③-5	し尿の収集運搬体制の確保 （国の手引き P18①-2）	発災当日～	<input type="checkbox"/> し尿の収集運搬車両を確保する <input type="checkbox"/> し尿の収集運搬に必要な人員を確保する <input type="checkbox"/> し尿の処分先を確保する <input type="checkbox"/> 以下の情報を基に収集運搬ルートを調整する <input type="checkbox"/> 道路被災状況（→②-1, ④-7, ④-8） <input type="checkbox"/> 避難所開設状況（→③-2） <input type="checkbox"/> 収集運搬車両の被害状況（→②-2） <input type="checkbox"/> し尿処理施設の被害状況（→②-2） <input type="checkbox"/> 仮設トイレ等の設置状況（→③-4） <input type="checkbox"/> 収集運搬・処分の手配を行う

			<p>※し尿処理施設や収集運搬車両の被災状況（→②-2）を踏まえ、他自治体や国、環境センター（県へ要請→環境センター）への支援要請（→②-6, ②-7, ④-15）を検討する →様式[5]</p>
③-6	し尿の収集運搬の実施 (国の手引き P18③)	発災当日(翌日)から継続	<input type="checkbox"/> 収集運搬を開始する ※平時のし尿の収集運搬体制を確保しながら実施するよう努める
③-7	し尿の処分の実施	発災当日(翌日)から継続	<input type="checkbox"/> 処分を開始する ※平時のし尿の処分体制を確保しながら実施するよう努める
【生活ごみ・避難所ごみ】			
	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
③-8	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確保 (国の手引き P18①-1)	発災当日～	<input type="checkbox"/> 生活ごみの収集運搬車両を確保する <input type="checkbox"/> 生活ごみの収集運搬に必要な人員を確保する <input type="checkbox"/> 生活ごみの処分先を確保する <input type="checkbox"/> 以下の情報を基に収集運搬ルートを調整する <input type="checkbox"/> 道路被災状況（→②-1, ④-7, ④-8） <input type="checkbox"/> 避難所開設状況（→③-2） <input type="checkbox"/> 収集運搬車両の被害状況（→②-2） <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の被害状況（→②-2） <input type="checkbox"/> 収集運搬・処分の手配を行う ※廃棄物処理施設や収集運搬車両の被災状況（→②-2）を踏まえ、他自治体や国等への支援要請（→②-6, ②-7, ④-15）を検討する
③-9	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬の実施 (国の手引き P18③)	発災当日(翌日)から継続	<input type="checkbox"/> 収集運搬を開始する ※平時の生活ごみの収集運搬体制を確保しながら実施するよう努める
③-10	生活ごみ・避難所ごみの処分の実施	発災当日(翌日)から継続	<input type="checkbox"/> 処分を開始する ※平時の生活ごみの処分体制を確保しながら実施するよう努める

④ 災害廃棄物の処理体制の確保（国の手引き P19）			
【情報収集・体制整備】			
	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
④-1	電源の確保	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 片付けごみの処理体制確保のため、処理施設の電源を確保する（電源車の要請等） →一般送配電事業社（東京電力等）や民間のレンタル会社、電気保安協会等への要請が想定される。 →長期の停電が予想される場合は、他自治体の処理施設への搬出を検討する。
④-2	住民・ボランティアへの周知（片付けごみ） （国の手引き P20④） （ → ⑤ -1, ⑤ -2, ⑤-3）	発災当日から継続 【台風等】 発災前日～	・HP、SNS 等により、片付けごみの出し方（仮置場への持込や戸別回収）や仮置場に係る情報（場所、受付時間、分別方法等）について周知する →「⑤広報」にチェックリストを掲載
④-14	補正予算措置の検討	発災当日～	<input type="checkbox"/> 想定される以下の災害廃棄物対策に係る補正予算措置を検討する（→②-3） <input type="checkbox"/> 財政部局へ相談・打診する <input type="checkbox"/> 委託費用の価格設計を行う <input type="checkbox"/> 収集運搬に係る経費 <input type="checkbox"/> 処分に係る経費 <input type="checkbox"/> 委託費（処理、仮置場管理運営等） <input type="checkbox"/> 消耗品費 <input type="checkbox"/> 被災施設の復旧工事費 <input type="checkbox"/> 被災建物の解体費（公費解体・費用償還）
④-15	業務委託契約	発災当日～	<input type="checkbox"/> 民間の事業者・団体等に業務委託を行う場合、委託契約書・仕様書等を作成する（→②-3, ②-6, ②-7, ③-5, ④-5, ④-11） <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の収集運搬（事業者・産資協） <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処分（事業者・産資協） <input type="checkbox"/> 仮置場の管理運営（事業者・産資協） →廃棄物処理法に基づく非常災害時の再委託規程により、上記3点を産資協等に包括委託することも可能 <input type="checkbox"/> し尿の収集運搬（事業者・環保センター） ※業務委託する場合、必ず委託契約の締結後に業務を実施する

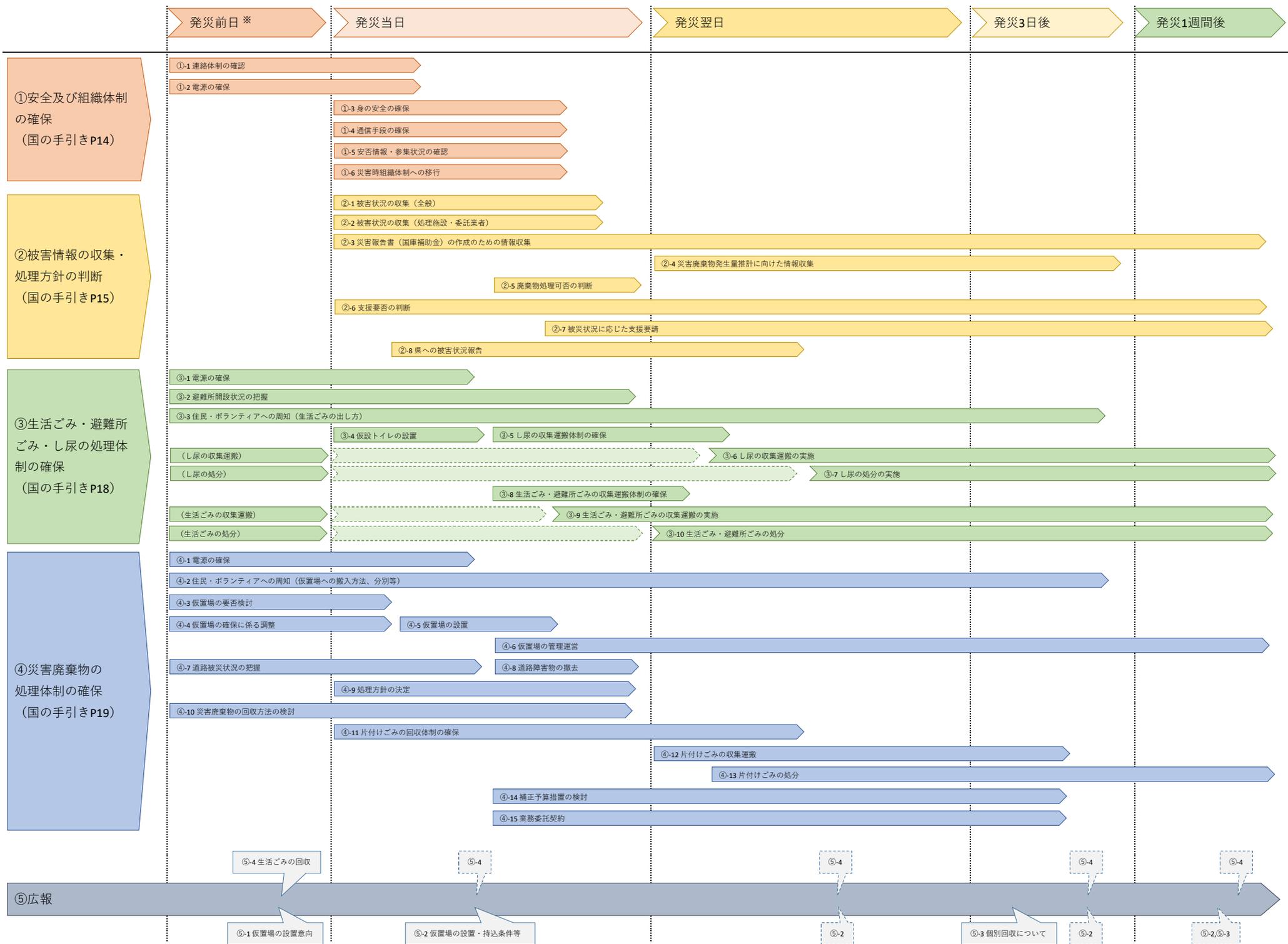
【仮置場の設置・管理・運営】			
	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
④-3	仮置場の要否検討	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 被害の規模を踏まえ、以下の判断材料を基に、仮置場の設置要否について検討する (→②-4) <input type="checkbox"/> 地震発生時の被害想定 <input type="checkbox"/> ハザードマップ（浸水状況） <input type="checkbox"/> 建物被害状況等
④-4	仮置場の確保に係る調整 (国の手引き P19①)	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 使用を希望する仮置場候補地について関係部局等と調整し、決定する
④-5	仮置場の設置準備 (国の手引き P19①・P20③)	発災当日～	<input type="checkbox"/> 仮置場への搬入に必要な収集運搬車両を確保する <input type="checkbox"/> 仮置場の運営に必要な人員を確保する <input type="checkbox"/> 仮置場の運営に必要な資機材を確保する ※それぞれの仮置場で必要な資機材を必要に応じて調達する。以下、資機材を例示する <input type="checkbox"/> 場内の見取り図・配置図 <input type="checkbox"/> 重機 <input type="checkbox"/> コンテナ車 <input type="checkbox"/> 敷鉄板・シート <input type="checkbox"/> 台貫・トラックスケール <input type="checkbox"/> フレコンバッグ <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 出入り口用の仮設ゲート <input type="checkbox"/> コーン・コーンバー（仕切り用） <input type="checkbox"/> 仮設事務所 <input type="checkbox"/> 仮囲い <input type="checkbox"/> 仮設トイレ <input type="checkbox"/> 電源・水道 <input type="checkbox"/> 処理施設（要手続きの場合あり） <input type="checkbox"/> 品目ごとに置場を分ける <input type="checkbox"/> 渋滞しないような導線（一方通行が望ましい）を敷く ※産資協（県へ要請→産資協）への支援要請 (→②-6, ②-7, ④-15) を検討する →様式[3]

			<input type="checkbox"/> 仮置場設置状況を県に情報提供する →様式[2]
④-6	仮置場の運営管理 (国の手引き P20⑤)	発災当日 から継続	<input type="checkbox"/> 仮置場を設置し運営を始める ※災害の種類(地震・台風等)によって災害廃棄物の発生状況が異なるが、発災3日目まで(又は発災後最初の週末まで)には運営開始することが望ましい ※人員確保が難しい場合、はじめから支援要請・業務委託等による設置・運営を検討する(→②-7, ④-14, ④-15) →様式[3] <input type="checkbox"/> 受付として、入口に職員を配置する <input type="checkbox"/> 分別が徹底されるよう誘導する <input type="checkbox"/> 便乗ごみが投棄されないよう、監視体制を十分に設ける <input type="checkbox"/> 特に夜間は不法投棄・便乗ごみ投棄等が多いため、見回りを行う等、警備体制を整える <input type="checkbox"/> 原状回復や災害報告書作成のための情報として、仮置場の写真を撮影する(開設前・運営中)
【片付けごみの処理】			
	実施項目	目安時期	<input checked="" type="checkbox"/> 実施内容
④-7	道路被災状況の把握	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 防災部局等から、道路の被災状況について情報収集する(→②-1) <input type="checkbox"/> 道路・橋の損壊状況 <input type="checkbox"/> 道路の浸水状況 <input type="checkbox"/> 道路上の障害物(倒木、建築物・工作物の倒壊、がけ崩れ等による交通遮断)
④-8	道路障害物の撤去	発災当日～	<input type="checkbox"/> 生活ごみ・避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集運搬のために必要な道路上の障害物の撤去(担当部局への撤去要請)を行う(→③-5, ③-7, ④-11)

④-9	処理方針の決定	発災当日	<input type="checkbox"/> 片付けごみの処理方針を決定する →災害廃棄物発生量の推計(→②-4)や仮置場の設置状況(→④-5)を勘案して決定することが望ましい <input type="checkbox"/> 処理困難物(電池・バッテリー類、畳、布団、石膏ボード等)の処理方針を検討する <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理実行計画の策定に向けた、情報収集等の準備を進める
④-10	災害廃棄物の回収方法の検討 (国の手引き P19②)	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の分別方法を検討する ※仮置場の分別内容(→④-5)と整合性をとる <input type="checkbox"/> 高齢世帯等の戸別回収について検討する(→⑤-3)
④-11	片付けごみ回収体制の確保 (国の手引き P20③)	発災当日～	<input type="checkbox"/> 片付けごみの収集運搬車両を確保する <input type="checkbox"/> 片付けごみの収集運搬に必要な人員を確保する ※戸別回収する場合、必要な収集運搬車両及び人員を確保する(→④-10) <input type="checkbox"/> 片付けごみの処分先を確保する <input type="checkbox"/> 以下の情報を基に収集運搬ルートを調整する <input type="checkbox"/> 道路被災状況(→②-1, ④-7, ④-8) <input type="checkbox"/> 勝手仮置場の発生状況(→②-1) <input type="checkbox"/> 収集運搬車両の被害状況(→②-2) <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の被害状況(→②-2) <input type="checkbox"/> 仮置場の設置状況(→④-5) <input type="checkbox"/> 収集運搬・処分の手配を行う ※廃棄物処理施設や収集運搬車両の被災状況(→②-2)を踏まえ、他自治体や国、産資協(県へ要請→産資協)への支援要請(→②-6, ②-7, ④-15)を検討する →様式[3]
④-12	片付けごみの収集運搬	発災翌日～	<input type="checkbox"/> 収集運搬を開始する
④-13	片付けごみの処分	発災翌日～	<input type="checkbox"/> 処分を開始する

⑤ 広報			
	実施項目	目安時期	☑ 実施内容
⑤-1	仮置場・片付けごみに関する広報 その1 (国の手引き P20④) (→④-2)	発災当日 【台風等】 発災前日～ ※ 仮置場開設の意向が決まったら速やかに	【広報内容】 <input type="checkbox"/> 仮置場の開設について (→④-3) <input type="checkbox"/> 開設時期 <input type="checkbox"/> 生活ごみとは分別すること →その他、決定済みの内容を広報する 【使用する広報媒体】 ・ SNS、HP への掲出 ・ 防災無線、街宣カー等を用いた広報 ・ 社会福祉協議会との情報共有 (ボランティア) 【備考】 ・ 仮置場開設の意向が決まったら「いつから開設する」だけでも良いので広報する ・ このフェーズは「取り急ぎ広報する」という位置付けであり、⑤-2 に向けて徐々に情報を拡充していく ・ 腐敗性のごみ (被災した冷蔵庫の中身等) の出し方についても周知する ・ 住民がすぐに仮置場に片付けごみを持って行けない場合があるため、家の敷地内に一旦ごみを仮置きすることや、自治会と申し合わせた臨時の仮置場 (公園等) へのごみの出し方等についても周知する
⑤-2	仮置場・片付けごみに関する広報 その2 (国の手引き P20④) (→④-2)	発災当日～ 発災翌日	【広報内容】 <input type="checkbox"/> 仮置場の場所 (→④-3) <input type="checkbox"/> 受付時間 (何時から何時まで) <input type="checkbox"/> 持込条件 (住所確認、便乗ごみ持込禁止、等) <input type="checkbox"/> 分別の種類 【使用する広報媒体】 ・ SNS、HP への掲出 ・ 防災無線、街宣カー等を用いた広報 ・ チラシの個別配布・避難所や掲示板、集積所等への掲出 【備考】 ・ SNS、防災無線、街宣カー等による広報は、仮置場への搬入スキームが確立するまで定期的に実施すると効果的

⑤-3	仮置場・片付けごみに関する広報 その3 (国の手引き P20④) (→④-2)	発災3日後以降	<p>【広報内容】</p> <p><input type="checkbox"/> 片付けごみの戸別回収についての申込み方法、利用条件等 (→④-10, ④-11)</p> <p>【使用する広報媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS、HP への掲出 ・ 防災無線、街宣カー等を用いた広報 ・ チラシの個別配布・避難所や掲示板等への掲出 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS、防災無線、街宣カー等による広報は、戸別回収が一段落するまで定期的実施すると効果的
⑤-4	生活ごみに関する広報 (国の手引き P18②) (→③-3)	発災当日～ 【台風等】 発災前日～	<p>【広報内容】</p> <p><input type="checkbox"/> 収集日</p> <p><input type="checkbox"/> 収集場所 (普段のステーション等)</p> <p><input type="checkbox"/> 片付けごみとは分別すること</p> <p>【使用する広報媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS、HP への掲出 ・ 防災無線、街宣カー等を用いた広報 ・ 社会福祉協議会との情報共有 (ボランティア) ・ チラシの個別配布・避難所や掲示板、集積所等への掲出 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者が被災したり収集ルートが交通遮断されていたりする場合は、一時保管をお願いする (→②-1) ・ チラシを作成する場合は、完成次第広報を実施する ・ SNS、防災無線、街宣カー等による広報は、生活ごみの通常回収が軌道に乗るまで定期的実施すると効果的



※大雨や台風等、発災する前に備えることができる場合は、前日から対応することが望ましい